別紙様式第6号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第6号の2第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)中「第8条の7第6項」を「第8条の7第4項」に改める。

別紙様式第6号の3第1貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第6号の4第1貸借対照表の記載上の注意1(7)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

別紙様式第7号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第7号の2第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)中「第8条の7第6項」を「第8条の7第4項」に改める。

別紙様式第7号の3第1貸借対照表の記載上の注意1(7)、別紙様式第7号の4第1貸借対照表の記載上の注意1(7)、別紙様式第8号の2第1連結貸借対照表の記載上の注意2(6)、別紙様式第12号第2の2記載上の注意1(6)及び別紙様式第13号の2第1連結貸借対照表の記載上の注意2(6)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

別紙様式第2号記載上の注意1(7)、別紙様式第6号記載上の注意1(7)、別紙様式第10号記載上の注意1(7)、別紙様式第13号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第13号の2第2の2記載上の注意1(6)、別紙様式第14号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第14号の2第2の2記載上の注意1(6)及び別紙様式第15号第2記載上の注意1(7)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

別紙様式第2号記載上の注意1(7)、別紙様式第6号記載上の注意1(7)、別紙様式第9号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第9号の2第2の2記載上の注意1(6)、別紙様式第10号第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第10号の2第2の2記載上の注意1(6)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第十五条　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十六条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第10号記載上の注意2(6)①イ及び別紙様式第10号の2記載上の注意2(6)①イ中「第6項」を「第4項」に改める。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第十七条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

第四十七条第六項第一号を次のように改める。

一　当期首残高

第四十七条第七項中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十八条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）」を加える。

第五十六条第七項第一号を次のように改める。

一　当期首残高

第五十六条第八項中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十二号2記載要領7(5)中「第6項」を「第4項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新連結財務諸表規則第一条第一項、第七条の二、第四十二条、第四十三条の二、第三章の二（第六十九条の六を除く。）、第七十一条第一項、第七十三条第二項、様式第四号、様式第五号の二並びに様式第六号（「その他の包括利益累計額」に係る部分に限る。）　平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年九月三十日以後に終了する連結会計年度に係るものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

二　新連結財務諸表規則第六十九条の六　平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年九月三十日以後に終了する連結会計年度に係るものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

三　新連結財務諸表規則第二条第三十六号から第四十五号まで、第八条の三、第十四条から第十六条まで、第四十四条の二第二項、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第二項、第六十五条の三、第七十一条第二項、第七十二条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十八条、第七十九条第三項、様式第一号、様式第五号、様式第六号（「その他の包括利益累計額」に係る部分を除く。）及び様式第九号から様式第十一号まで　平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

四　新連結財務諸表規則第一条の二第二項及び第九十四条　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。

五　新連結財務諸表規則第七十三条第一項及び第七十四条　施行日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。ただし、平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、「当連結会計年度期首残高」とあるのは「前連結会計年度末残高」とし、「その他の包括利益累計額」とあるのは「評価・換算差額等」とすることができるものとし、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までに開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、「当連結会計年度期首残高」とあるのは「前連結会計年度末残高」とする。